

# ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業費補助金交付要綱及び実施要領に基づく公表

令和5年2月現在

## 1. 基金の概要

|               |  |
|---------------|--|
| 基金(事業)の名称     | 国内投資促進基金<br>(ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業)  |
| 法人名           | 一般社団法人環境パートナーシップ会議   |
| 基金額(国庫補助金相当額) | 327,416百万円(327,416百万円)   |
| 基金事業の目的       | 今後脅威となりうる感染症への備えとして、平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症パンデミック発生時(以下、「有事」という。)の際にはワクチン製造へ切り替えられるデュアルユース設備を有する拠点を整備するとともに、ワクチン製造に不可欠な製剤化・充填設備や、医薬品製造に必要な部素材等の製造設備を有する拠点等の整備を促進することで、有事の際に国内でワクチンを円滑に生産できる能力を確保することを目的とする。  |
| 基金事業の概要       | 平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、有事の際にはワクチン製造へ切り替えられるデュアルユース設備を有する拠点を整備するとともに、ワクチン製造に不可欠な製剤化・充填設備や、医薬品製造に必要な部素材等の製造設備を有する拠点等の整備を行う事業者に対し導入等を行う補助金。補助率は、①ワクチン製造拠点については9/10以内、②治験薬製造拠点や製剤化・充填拠点及び部素材等の製造拠点については大企業2/3以内、中小企業等3/4以内とする。  |
| 基金事業を終了する時期   | 【基金事業の終了予定時期】<br>ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業費補助金実施要領の第2の6(1)により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、導入等事業が終了し、第4の5(11)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。基金設置法人は、基金管理終了後において導入等事業で補助事業者が取得した財産等の処分に係る手続を行わなければならない。」と規定。<br><br>【導入等補助金の交付申請の受付を終了する時期】<br>ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業費補助金実施要領の第2の4.により、「導入等補助金の交付申請の受付を行う期間は、令和4年度中に採択された事業は令和4年度末まで、令和5年度中に採択される事業は令和5年度末までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大等によるやむを得ない事由が確認できたものに限り、申請期限について大臣が必要と認める範囲で期限延長を行う場合がある。」と規定。 |
| 見直し時期         | 9月末及び3月末   |
| 基金事業の目標       | 複数の創薬技術・手法(モダリティ)に対応したデュアルユース製造拠点の形成等を支援することで、今後の変異株や新たな感染症の発生時に国内で迅速にワクチン製造を開始できる体制を構築する。   |